

〒145-0031 東京都品川区西五反田3-2-13

目黒さつきビル3階

Tel. 03-6303-9134 FAX 5487-7844

Eメール jrroukairou@yahoo.co.jp

J R 東 海 労 働 組 合

発行人 小林 光昭

編集人 高山 浩

2017年
10月1日
第391号



JR東海労

http://www.geocities.jp/jrtoukairou/

静岡掲示物不当撤去事件最高裁勝利！

『謝罪文』手交するも 会社の謝罪無し

最高裁判所は9月12日、会社が上告受理申立てを行った平成29年(行ヒ)第253号事件(通称「静岡掲示物不当撤去事件」)について、上告審として受理しないと決定しました。これにより、会社が組合掲示物を撤去したことは不当労働行為であると判断した静岡地方労働委員会の命令通りとなり、完全大勝利を勝ち取りました。

この事件は、静岡地本情報『JR東海労静岡』No.15(2013年2月10日発行)を会社が不当にも掲示板から撤去したため、同年6月11日静岡県労働委員会に不当労働行為救済を申し立てた案件です。この情報は、ボーナスカットは6歳以降の雇用に直結する攻撃として、その不当性をアピールした内容のものです。静岡県労働委員会は2014年8月28日、私たちの主張を認め、不当労働行為を認定し救済命令を出しました。

しかし、会社は2015年10月8日、命令を不服として、中央労働委員会への再審査申し立てを行いました。静岡県を相手取り、静岡地方裁判所に労働委員会命令の取り消しを求め提訴しました。JR東海労は、補助参加人として裁判に参画してきました。静岡地方裁判所は2016年1月28日、会社の主張をおおむね認める不当判決を言い渡しました。静岡県は、判決を不服として東京高等裁判所に控訴し、2017年3月9日、私たち(静岡県とJR東海労)の主張を支持した逆転勝利判



本部小林委員長



静岡地本植松委員長

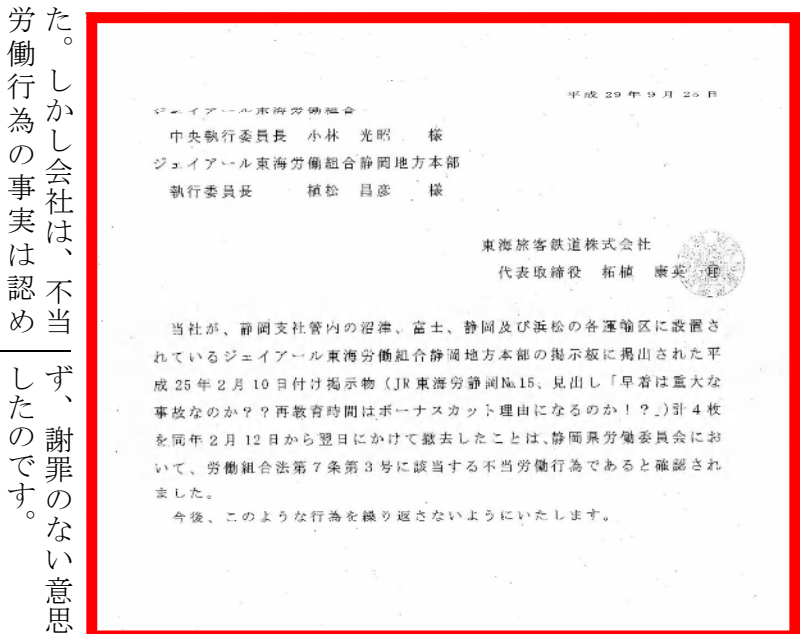
決を勝ち取りました。会社は、控訴審判決を不服とし最高裁判所に上告受理申し立てを行いました。上告審として受理しないと決定しました。裁判の過程で東京高等裁判所は、労使双方に苦情処理会議の歴史、背景、運用などの調査を要請しました。JR東海労は、全地本から苦情処理会議制度が会社により形骸化されている実態を暴露してきました。この勝利は、全地本の連帯した闘いの結果です。

蒲郡駅事件から10年！ 名古屋地本が集会開催！



名古屋地本は9月26日、「蒲郡駅事件から10年、新たな闘いを創造する集会」を開催しました。集会には、組合員・OBなど25名が参加しました。2007年9月27日、加藤誠二さんは不当にも解雇され、今年でちょうど10年の節目です。地本山田委員長は、「加藤誠二さんの苦闘を共有し、新たな闘いを創造するために奮闘しよう」と訴えました。加藤誠二さんは、「判決よりも、名古屋地本にいたとき、先の見えない

中不安であった。苦難な壁が人生にはある。逃げたのでは、同じ苦難が訪れたとき乗り越えられない。時間がかかっても向かっていくことだ。これまで多くの仲間の皆さんに支えて頂いた。事件当時の苦闘もあったが、それ以降の苦闘も大きかった。冤罪を許さない闘いで支援頂いた団体や労働組合とは、これからも連帯を継続していくことが大切。自分とJR東海労の闘いを理解して応援してくれた家族に感謝したい」と挨拶しました。集会では、警察権力の弾圧やストライキによって、確実に組織が強化されたことを確認し、新たな闘いを創造していくことを意思統一しました。



静岡県労働委員会が命令した『謝罪文』

組合員の切実な要求は無視！

2017年度基本協約・協定改訂交渉集約

本部は9月25日、2017年度基本協約・協定改訂交渉を集約し、会社に妥結を通告しました。本部は8月7日、申第11号「2017年度基本協約・協定改訂に関する申し入れ」を会社に申し入れました。重点項目として、①60歳以降の雇用・労働条件改善、②リニア建設に伴う効率化反対、③適切な要員配置(休日出勤・年休失効解消)、④新人事・賃金制度の検証、格差ベア反対の4項目を中心に、労使関係に関わる基本協約・協定や労働条件の改善、安全対策の強化等組合員の切実な要求198項目の交渉を行いました。

めて9回開催しました。粘り強く議論をしてきましたが、会社は組合員の不誠実な回答を繰り返しました。会社は9月14日の第8回団体交渉で、最終回答を示しました。回答内容は、「小学生3年生以下の子供を養育する社員の短日勤務制度の新設」「総合研修センター等でフレックスタイム制の導入」「育児介護休業法の

改正に踏まえた育児等に関する取扱いの変更」「プロフェッショナル職社員、アソシエイト職社員のエリア・チェンジ制度の導入」「会社が認めた場合、70歳まで働けるシニア契約社員制度の導入」「定期健康診断時のストレスチェック項目の充実」「社内に相談窓口を設ける禁煙に関する支援の充実」「名古屋セントラル病院の治療衣(マ

タニティ)の変更」というものでした。本部は持ち帰り検討としましたが、重点項目における前進はなく、同日「申第15号」として再申し入れを行い、最後まで粘り強く会社を追及しました。しかし、JR東海ユニオンが回答当日に先行妥結したことから、これ以上の上進を勝ち取ることは困難と判断し、交渉の集約に至りました。

戦争反対！原発再稼働反対！

各集会に参加

「さようなら原発さようなら戦争全国集会」が9月18日、東京代々木公園で開催されました。集会には全国から9,500名もの労働者、市民が結集し、JR東海労はJR総連の仲間250名と共に参加しました。デモ行進では、安保法や原発再稼働反対の声を訴えてきました。

また翌19日には、戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会主催の「戦争法強行採決から2年、戦争法・共謀罪の廃止と安倍内閣退陣を求める集会」が国会議事堂正門前で開催され、JR東海労は新幹線地本組合員・OBが積極的に参加してきました。



新幹線地本は9月24日、平和研修を開催しました。研修には、30名を越える組合員・家族・OBが参加し、王子、十条付近の旧軍事施設跡地

年休を欠勤にしたのは不当だ！

多田さん本人訴訟で提訴！



専任社員で(株)関西新幹線サービックに出向中の多田一夫さんは9月1日、多田さんが申請した年休を同社が私事欠勤(無給)にしたことは、労基法第39条およびサービック会社の就業規則に反している不法行為であると、大阪地方裁判所に損害賠償請求本人訴訟を提起しました。

多田さんは1月21日、勤務中に体調を崩したた

め、上司にその旨を伝え、翌22日を年休申請し、休むことができました。22日多田さんは体調が回復したため、病院には行かず自宅療養しました。同社は、診断書を提出していないなどという理由で年休を欠勤扱いとしたのです。

新幹線関西地本は9月1日、西町甲東会館で「損害賠償請求本人訴訟提訴報告集会」を開催し、同社の不法性を明らかにすると共に、全組合員で多田さんを支えることを意思統一しました。

都心の軍事施設跡を見学

新幹線地本平和研修



新幹線地本は9月24日、平和研修を開催しました。研修には、30名を越える組合員・家族・OBが参加し、王子、十条付近の旧軍事施設跡地

(東京第一、第二陸軍造兵廠)の殉難者慰霊碑、圧磨機圧輪記念碑、火薬爆発事故犠牲者の慰霊碑、図書館、レンガパークなどを見学しました。

南アルプスの環境破壊は深刻！

ストップ・リニア！訴訟第6回口頭弁論

ストップ・リニア！訴訟第6回口頭弁論が東京地方裁判所で開廷されました。



意見陳述には、静岡県在住の弁護士と2名の住民が証言台に立ち、パワーポイントを使って、分かりやすく大井川源流を中心とした環境破壊の危険性、環境影響評価の杜撰(ずさん)さについて説明しました。

裁判終了後には、議員会館で報告集会が開催されました。